

厚生常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 27 年 2 月 18 日
(2015 年)

厚生常任委員会

委員長 竹尾 ともえ

本委員会では、平成 26 年 8 月 22 日開催の委員会において、以下 2 件を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をまいりましたので、御報告申し上げます。

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

平成 26 年 8 月 22 日、平成 26 年 11 月 19 日、平成 26 年 11 月 26 日、平成 27 年 1 月 21 日及び平成 27 年 2 月 18 日に管内視察を含む委員会を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。さらに、平成 27 年 1 月 30 日に本市開催の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する知識を深めました。

また、管外視察として、平成 26 年 11 月 12 日に四日市市を訪れ、同市の地域包括ケアシステム・日常生活支援体制の構築について調査を行い、翌 13 日に柏市を訪れ、同市の地域包括ケアシステム・在宅医療推進の取り組みについて調査を行い、翌 14 日に武蔵野市を訪れ、同市の地域包括ケアシステム・高齢者福祉総合条例制定について調査を行いました。

わが国では、平成 25 年に高齢化率が 25.1%となり、75 歳以上人口の総人口に占める割合は 12.3%となっています。また、2025 年(平成 37 年)には、すべての団塊の世代が 75 歳以上となり、3 人に 1 人が高齢者(65 歳以上)、5 人に 1 人が 75 歳以上になると予測されています。

この団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取り組みを進めることが必要となってきます。高齢化の進展状況には地域差が生じているため、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていかなければなりません。

西宮市としても、この地域包括ケアシステムの構築を着実に前へ進めていく必要があります。このようなことから今年度の厚生常任委員会の施策研究テーマとして取り上げさせて頂き、調査研究を進めて参りました。中でも、平成27年度の介護保険の改正により、現行の要支援1・2の高齢者を対象に実施されていた訪問介護および通所介護サービスが、介護保険の予防給付事業から、市が行う地域支援事業の「介護予防・日常生活総合事業」に移行されることから、「今後の西宮市における地域福祉、日常生活支援のあり方について」をテーマとし、またもう一つ、2025年には認知症の人が最大で約730万人に達するという厚生労働省研究班から推計されており、市としてもこの認知症対策は急がなければならない課題でありますことから、「西宮市の認知症施策について」の以上2点をテーマについて市担当者の出席を求めて研究を行いました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

2 ごみ焼却施設等の計画的な更新について

平成26年8月22日、平成26年11月19日、平成26年11月26日、平成27年2月4日及び平成27年2月18日に管内視察を含む委員会を開催し、ごみ焼却施設等の計画的な更新について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。

また、管外視察として、平成26年11月13日に川崎市を訪れ、同市のごみ焼却施設の整備方針について調査を行いました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

以上

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

今後の西宮市における地域福祉、日常生活支援のあり方について

竹尾ともえ委員長

西宮市において、日常生活支援の取り組みについてモデル実施されているところが、鳴尾東地域です。

鳴尾東地域では、まず、地域内の生活支援ニーズや地域資源の状況等を知ることから始められました。その方法として事業対象となる高齢者への個別アンケートを実施は、直接的な関わりの深い民生委員へ活動状況を聞くことで、実態を知ることができると考えました。

一方で、地域での生活支援の仕組みとして地区ボランティアセンターが開設されていて、その活動を把握して、生活支援ニーズと支援状況の両面から地域内の状況を探ることが出来ました。

生活ニーズの把握について

- (1) 民生委員活動からの把握
- (2) 地区ボランティアセンター活動からの把握
- (3) 老人クラブ連合会及び、単位老人クラブ活動からの把握

地域内の生活支援ニーズ把握の結果

生活ニーズの分類

- 日常的（家事・買い物等）
- 非日常的（家具の移動・電球交換等）
- 外出の付き添い
- 代理的支援（書類代筆）
- 訪問・見守り支援
- その他（緊急時の支援）

このようにそれぞれの特徴や現行の支援状況について把握できました。

生活支援ニーズに対する支援体制の構築

鳴尾東分区「お片づけ隊」の実施

- ねらい ・アンケートより明らかになった生活支援ニーズに対する新たな支援活動を試み、今後の支援体制構築を図る。
- ・地域内にある武庫川女子大学学生の地域参加を図り、地域活動における新たな人材発掘を目指す。

地区ボランティアセンターにて、コーディネーター、民生委員が利用者と支援者のコーディネートを行い、民生委員が利用者の希望を確認し、利用者と支援者の繋ぎ役になって大学生・ボランティアと支援活動を行う。

実際活動が終えられて参加者・利用者の感想は、民生委員「高齢者にとっては、長い間気になっていたことが、解決できて喜んでおられたと思う。」

学生、「高齢者は人と話しをするのを楽しみにされていることに気づいた。次回
はもっと話がしたい。」

利用者「いつも話し相手がいないから、今日はいっぱい話をした。」とありました。

西宮市の地域福祉・日常生活支援のモデル地域の実例でした。

また、今回、管内視察でお邪魔させていただきました鳴尾東地域には、「まち café
なごみ」高齢者の居場所づくり、高齢者だけではなく子育て中のお母さんたちなど
のつどい場として使われる地域のコミュニティカフェです。一杯 100 円のコーヒ
ーと手作りのお菓子を出していただきました。また障がい者の就労支援としても活
用されていました。施設の中は、とても綺麗で気軽に立ち寄れる温かい雰囲気でした。
誰でも立ち寄れるつどい場は、全市各地域でも設置できるよう配慮していくべき
と考えます。場所としては、空き店舗や空き家などの活用、また、公的施設の一
角なども考えられると思います。

西宮市にも、今回管外視察させて頂いた高齢化の進む四日市市の三重西地区や柏
市の豊四季団地のような団地や地域もあると思います。早め早めに地域の高齢化率
など現状など知らせるための講座や研修会や説明会などを徐々に開催してまずは、
地域住民への働きかけや理解が大切なことです。この地区でも、地域の方々と膝を
突き合わせて話すことからスタートしたと、言われていました。

「地域を知る」こと「地域を知ってもらう」ことそこから全てはスタートします

「ライフサポート三重西」の事業の趣旨にもありましたが、・高齢者世帯の在宅
生活を自らを守るすなわち、できるだけ長く在宅生活を続けるために、高齢者世帯
の生活を住民自ら守る覚悟を持つこと。また・地域完結型

“住民の、住民のための、住民による”日常生活支援事業の実施であること。

地域住民自身が地域の現状そして未来に気づくこと。気づかせてあげることだと思
います。

そして、三重西地区でも中心者となる方がその道を学んできた方（専門的知識な
ど）とお聞きしました。本気のひとりをつくることも最重要です。

そして、三重西連合地域による「相互支援システム構築」は、地域住民がつくり
あげる機能と社会福祉法人など専門性の高い関係団体との連携・協働体制を構築す
ることは必要性の高いことだと思います。社会福祉法人と自治会のタイアップによ
り、人的機能、施設面、最も必要とされる食の部分の互いに協働し高齢者・障がい
者の日常生活支援を創り上げられていることは、西宮市も参考にすべきと思います。

高齢者の日常生活支援は、市民目線で利用者の立場に立って考えていくことが大
切です。私は、西宮市も相談体制・居場所づくり・認知症対策・就労支援・地域サ
ポートなどは、各地域で福祉支援体制（障がい者・子育てなど含めて）の構築をす
べきと考えます。

川村よしと副委員長

西宮市において、地域包括ケアシステム、特に日常生活支援における体制を確立させていくに当たって、人・モノ・金の3点から意見を述べさせていただきます。

まず、人については、誰がこの事業を担うのかということになるかと思いますが、管外視察先のライフサポート三重西では、主要なメンバーには、議員を10年以上務められた方や、元市職員(西宮で言うと部長級以上)が含まれており、ゼロベースでの組織作りではなかったと考えられます。

これを西宮市に当てはめた場合、現在、地域住民で自発的に地域課題の解決に取り組む団体がほとんど見られないことを考えれば、社会福祉協議会が、地域福祉の課題解決を担えるように育成していくのが現実的だと思います。

また、西宮市は大学の数も多いですから、授業の一環として学生のボランティアと社協の活動に参加させるような仕組みづくりを推進するのも効果的だと考えられます。

次に、モノに関してですが、何はともあれ地域に根付いた拠点となる場所の確保が重要です。

ライフサポート三重西では、市営住宅課が市営住宅を事務所にすることを許可し、場所が確保できたこと(賃料なし、光熱費あり)が設立の契機となりました。

このような協力を、担当部局を跨ぐ形で行うことが大切です。

どんな事業を行うにしても、拠点となる場所の確保や、そのランニングコストは大きな課題になります。それを市の計らいで解決できたことは大きいと思います。

西宮市でも、市営住宅の今後の整備方針について検討が進んでいますが、このように、施設の有効活用が可能になるのであれば、所管に関係なく柔軟に対応して頂きたいと考えます。

最後に、お金に関してですが、社協がボランティアで行っている事業に関して、介護保険の地域支援事業に組み込む形で金銭的な支援を行うことが、先に述べた、地域福祉の課題解決の担う組織としての育成も可能になるのではないかと思います。

社協だけでなく、既存の団体の役割、補助の見直しを行うことが、実現可能性の高い地域福祉の担い手の育成方法なのではないかと考えます。

大原智委員

平成29年4月から、新たに自治体に移行する地域支援事業、総合支援事業の取り組みに向けて、方針として、取り入れてほしい点を申し上げます。

- 1、地域との連携がシンプルになるように研究すること。

従来、市民の相談に対して、その対応が複雑となってしまう原因の多くが、行政の縦割りの意識だと言われていました。

そこで、連携を取るべき市民が、誰と相談すればよいのかを迷わないような体制を作ることが必要だと考えます。

(具体例) ワンストップ窓口の創設、
生活支援コーディネーターの充実など。

2、大学や地元企業体などと、連携を強めること。

福祉サービスの拡充は、もはや行政だけではできない時代です。

そこで、市内の各団体の力を有効に活用すべきですし、人材にあっては、リタイア組の方々を、各方面に積極的に登用できるシステムを作る必要があると考えます。

3、施設整備の際は、地域と交流できる仕組みづくりを図ること。

現行でも既に行われている、介護施設建設時の地域交流室の設置や、地域サポート型特養の拡充など、更なる戦略の研究を行っていただきたいと思います。

4、地元組織である、町内会や自治会への参加を増やすこと。

これは、言うまでもないのですが、地域福祉の最前線の組織が、町内会です。こちらでの活動を、活性化することが、共助の意識を向上させることに通ずると考えます。

かみたに幸彦委員

平成 27 年度の介護保険法の改正により、現行の要支援 1・2 の高齢者を対象に実施されていた訪問介護および通所介護サービスが、介護保険の予防給付事業から、市が行う地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されます。この事業の中で既存の事業者や N P O、民間事業者のサービスに加えて、地域住民主体によるゴミ出し等の生活支援サービスや、地域住民主体によるコミュニティサロン、地域住民主体の運動・交流の場の提供などのサービスが加えられます。

これらの地域住民主体のサービスを提供できる組織を各地域ごとに今後創っていかなくてはなりません。西宮市内にはこれらのサービスを担える団体はほとんど育っていません。地域で困っている人がいたら、市と地域住民、地域の団体などが協力しながらその地域で住む人で助け合っていこうという「地域福祉」の取組みは、以前よりその必要性が訴えられてきました。しかし、市内で地域福祉を実践しているのは鳴尾東地区の「なごみカフェ」など、数団体しか育っていません。

現在の取組みは、やれる地域から取組んでいこうということで市内数カ所でモデル事業が実施されていますが、平成 27 年度から始まる「第 6 期西宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、「地域住民主体によるサービス」は平成 29 年 4

月から各地域で本格実施の予定になっています。しかし、地域の課題を把握し、その課題解決に地域住民自身で取組んでいこうと目覚めている地域が市内にほとんどない状況で、今後2年間で市内全域に「地域住民主体によるサービス」を担える団体を育成していくことはできません。市が各地域に対して上から目線で「地域住民主体のサービス」を担える団体を新たに組織しようとしても組織は育ちませんし、やれる地域から取組んでいこうという発想は間違っていないと思います。

しかし、四日市市の「ライフサポート三重西」の取組みをみてもわかるように、地域住民が問題意識を高め、住民自らが自発的に地域福祉に取組んでいこうとする団体を育成し、全市展開するには相当な時間がかかりますし、もしかしたら新たな団体を全市域に組織することはできないかもしれません。

西宮市には社会福祉協議会が全市域で組織されており、この社協を「地域福祉の担い手」として育成していくべきだと思います。現在社協がボランティアで行っているいろいろな事業が介護保険の「地域支援事業」の中に組み込まれれば、社協に対して金銭的支援が可能となり、組織の活性化にもつながります。また、社協を地域福祉の担い手として育成する時には、現在社協が行っている「ボランティアセンター事業」や、「シニヤサポート事業」については整理を行う必要があります。

日常生活支援事業の取組みについては、「ゴミ出し」「庭掃除」「買物送迎」「話し相手」「緊急時補助」「通院付添い」「戸内外作業」などの生活支援サービスの他に、「なごみカフェ」などのコミュニティサロンの設置、武蔵野市で実施されている老人クラブ連合会に委託して実施している「風呂で不老体操」や、市の施設や民家などを活用してNPOや住民団体などが市の補助金(上限年間1,000万円)によって運営されているミニデイサービス「テンミリオンハウス」など、多くのメニューを考えていくべきだと思います。

また、西宮市内には大学生やボランティアとタイアップして地域福祉の活動を行っている団体はありますが、社会福祉法人と協働で生活支援事業に取り組んでいる団体はありません。今後、専門家の知識を活かした相談窓口の充実という観点からも、社会福祉法人との協働の取組みを考えていくべきだと思います。

さらに日常生活支援事業については対象を高齢者に限らず、障害者や子どもを対象を広げることや、医療や介護との連携についても取組んでいくべきだと思います。

河崎はじめ委員

全ての団塊の世代が75歳以上になる2025年にむけて、地域包括ケアシステムを構築していくための「地域包括ケア計画」としての「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」に沿って着実に「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らせる街・西宮」の実現に邁進してください。

以下、上記計画の基本目標に沿って、地域福祉、日常生活支援のあり方について、行政視察等を踏まえた上で意見を述べます。

「いきいきとした暮らしを楽しめるまちに」

介護予防の推進としての、いきいき体操は、高齢者に人気が高いため、年次毎の開催場所の増加目標を策定し、普及に取り組んでください。

生きがいつくりの推進や高齢者の社会参加の促進については、認知症予防のための各種サークルづくりに対して、補助金等の手助けを検討してください。

老人会に対する補助金の対象を拡大することでも可能だと思います。

過去に単年度事業の補助金で立ち上げた、「認知症予防、福祉モデル事業、甲東団暮の会」は、10年以上経過した現在、会員数100名に迫る盛況さで、高齢者が月に3回団暮を楽しんでおられます。

「個人の意思が尊重され尊厳をもって暮らせるまちに」

五つの医療介護連携圏域に各一箇所の認知症カフェの開設を目指して、開設運営の支援を行ってください。

「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに」

千葉県柏市の行政視察報告でも述べましたが、UR都市機構では、2020年までに全国で100団地程度を、団地及び周辺地域の高齢者が安心してすみ続けることができる環境整備を実施する方針で、柏市はもちろん、奈良市、豊中市、京都の男山団地が対象になっています。UR都市機構は、本市でも建替え中であり、遅いかもしれませんが、話し合ってみてください。

また、本市市営住宅建替え時には、十分な話し合いが必要ですし、JR社宅跡地や比較的大きな土地での開発時には、地域包括ケアシステムへの十分な理解が得られるように全庁的に取り組んでください。

「安心して介護サービスを使えるまちに」

介護保険サービスの質の向上について、老々介護や多重介護に対する施策の充実を検討してください。特にひとりの人が複数の老人を介護するケースが増加して、社会問題化しています。ひとりの介護者にかかる負担の軽減のために、介護サービスの充実の「24時間あんしんサービス」の構築以外に、緊急ショートステイや社会的入院の受入れ拡大を急いでください。

最後に、地域包括ケアシステムの構築の中に、高齢者だけでなく、障害を持った人や、社会的弱者全体を含んだ、「誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らせる街・西宮」という観点を失わないように心掛けてください。

木村嘉三郎委員

平成 27 年度の介護保険法の改正により、現行の要支援 1・2 の高齢者を対象に実施されていた訪問介護および通所介護サービスが、介護保険の予防給付事業から、市が行う地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されます。この事業の中で既存の事業者や N P O、民間事業者のサービスに加えて、地域住民主体によるゴミ出し等の生活支援サービスや、地域住民主体によるコミュニティサロン、地域住民主体の運動・交流の場の提供などのサービスが加えられます。

これらの地域住民主体のサービスを提供できる組織を各地域ごとに今後創っていかなくてはなりません。西宮市内にはこれらのサービスを担える団体はほとんど育っていません。地域で困っている人がいたら、市と地域住民、地域の団体などが協力しながらその地域で住む人で助け合っていこうという「地域福祉」の取組みは、以前よりその必要性が訴えられてきました。しかし、市内で地域福祉を実践しているのは鳴尾東地区の「なごみカフェ」など、数団体しか育っていません。

現在の取組みは、やれる地域から取組んでいこうということで市内数カ所でモデル事業が実施されていますが、平成 27 年度から始まる「第 6 期西宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、「地域住民主体によるサービス」は平成 29 年 4 月から各地域で本格実施の予定になっています。しかし、地域の課題を把握し、その課題解決に地域住民自身で取組んでいこうと目覚めている地域が市内にほとんどない状況で、今後 2 年間で市内全域に「地域住民主体によるサービス」を担える団体を育成していくことはできません。市が各地域に対して上から目線で「地域住民主体のサービス」を担える団体を新たに組織しようとしても組織は育ちませんし、やれる地域から取組んでいこうという発想は間違っていないと思います。

しかし、今回視察に行った四日市市の「ライフサポート三重西」の取組みをみてもわかるように、地域住民が問題意識を高め、住民自らが自発的に地域福祉に取組んでいこうとする団体を育成し、全市展開するには相当な時間がかかりますし、もししたら新たな団体を全市域に組織することはできないかもしれません。

西宮市には社会福祉協議会が全市域で組織されており、この社協を「地域福祉の担い手」として育成していくべきだと思います。現在社協がボランティアで行っているいろいろな事業が介護保険の「地域支援事業」の中に組み込まれれば、社協に対して金銭的支援が可能となり、組織の活性化にもつながります。また、社協を地域福祉の担い手として育成する時には、現在社協が行っている「ボランティアセンター事業」や、「シニヤサポート事業」については整理を行う必要があります。

日常生活支援事業の取組みについては、「ゴミ出し」「庭掃除」「買物送迎」「話し相手」「緊急時補助」「通院付添い」「戸内外作業」などの生活支援サービスの他に、「なごみカフェ」などのコミュニティサロンの設置、武蔵野市で実施されている老人クラブ連合会に委託して実施している「風呂で不老体操」や、市の施設や民家などを活用して N P O や住民団体などが市の補助金（上限年間 1,000 万円）によって

運営されているミニデイサービス「テンミリオンハウス」など、多くのメニューを考えていくべきだと思います。

また、西宮市内には大学生やボランティアとタイアップして地域福祉の活動を行っている団体はありますが、社会福祉法人と協働で生活支援事業に取り組んでいる団体はありません。今後、専門家の知識を活かした相談窓口の充実という観点からも、社会福祉法人との協働の取組みを考えていくべきだと思います。

さらに日常生活支援事業については対象を高齢者に限らず、障害者や子どもを対象を広げることや、医療や介護との連携についても取り組んでいくべきだと思います。

野口あけみ委員

* 三重県四日市市におけるライフサポート（日常生活支援）事業は、全世帯向けのアンケートを実施するなど、およそ1年の準備期間を経て、ごみ出しや、地域に存在する社会福祉法人の提供する食事の出前配達などを、独立採算の会員制で、「避けられない孤独死をできるだけ早く発見できる、顔の見える人間関係をつくる」という、シビアな目的をもって運営されている。

これらが実現した契機、条件として「人、物、金」がうまく連動したことを、自治会の方々は強調されておられた。すなわち、地域支えあい体制づくり事業補助金の活用（230万円、備品などに活用） 事務所が無償で確保できたこと（市住、福祉住宅の駐在所跡地）、推進者（団地の特徴からくる「団地力」）、協力者（地域福祉を重視している社会福祉法人の費用持ち出しでの貢献）の協働、である。

このような日常生活支援事業は、介護保険改変による、要支援者からの専門サービスとりあげと連動していなければ、おおいに推奨され自由に展開されるべき事業であると考えます。

そのためには、このケースのような「人、物、金」は必要不可欠である。

* 西宮市において「人」の問題で課題とされるのは、新たな人材の発掘ではないか。これまで地域福祉や環境衛生、防犯など様々な分野で活躍されてきた方々、主に、社会福祉協議会分区の皆さんや町内会の皆さんが、当面の担い手になるのは避けられないであろう。しかし、継続して事業を展開させようとするれば、新たな人材の参加が必要である。

鳴尾地域の「まち café なごみ」ではPTA関係者をパートで雇用して事業を進めていた。若い世代が、まったくのボランティアではなく、パートやアルバイト感覚で参画でき、なおかつ地域の役にも立っているという、このような方法は検討に値する。ボランティアは無償が当たり前という感覚がないとも言えず、それを払しょくする必要のあるだろう。

* 「物」、特に活動拠点をどう確保するかも重要な課題だ。西宮体操を普及するに

あたって場所の確保に市の支援を求める声をよく聞く。日常生活支援事業を地域で展開するにあたって、同様な要望が出てくることが予測される。

市の別部局で公民館や市民館、市民センターなど集会施設の統廃合が議論されているが、現存する地域集会施設の新たな活用例として福祉局サイドからのアプローチが必要ではないか。(安易に統廃合するのではなく活用をもとめる)

地域によっては集会施設が充足していない。その場合は、空き店舗などの民間施設を含めて拠点確保に市の関与が必要である。

*「金」については言わずもがなである。介護保険地域支援事業の会計で支出する部分と、一般福祉施策で支出できるものなど切り分けて、円滑な運営が行えるだけの財政支援が必要である。また、新総合事業では市が「報酬」(利用者負担にも通ずる)を決定すると理解しているが、一律の「報酬」にするのか。地域によって(運営主体によって)柔軟にするのかの検討も必要ではないか。

長谷川久美子委員

単独・高齢者夫婦のみの世帯は、今後さらに増加していきます。単独世帯においては孤立傾向があり、西宮市においても地域の課題として取り組む必要があると考えています。委員会の研究テーマに沿って視察した四日市市三重西連合自治会と社会福祉法人の連携・協働による活動は、高齢世帯の孤立化・孤独死等の地域課題に取り組むものです。

戦後の四日市市は日本初のコンビナートが立地し、以来、団地が建ち多くの労働者が住むようになりました。当時の住民がそのまま年を取り、住民の高齢化は進む一方であり、三重西連合自治会(16自治会)では、2010年に高齢者対策を目的とするシニア部創設されました。高齢社会を「他人ごとではない」と自分たちの問題・地域の問題として考える仲間が増え、連合自治会による「ライフサポート三重西」の活動へとつなげたそうです。

同じ時期、三重西地域に高齢者孤立化防止拠点「ぬくみ」を設置した社会福祉法人と、地域支え合い体制づくり事業補助金を受けて、互いの機能・人材を補い合う協力体制を作り上げました。

「ライフサポート三重西」は会員制(年2,000円)で、提供するサービス(有料)は、ゴミ出し(1回50円)、粗大ゴミ出し補助(1時間600円)、「ぬくみ」が出すお弁当の出前(1個50円)など、サービス提供側の高齢者でもできるような内容です。また、利用のコーディネート、事務所番、広報誌作成・配布など、運営側も生き生きと楽しいボランティア活動になっているようです。

西宮市内では、鳴尾地域で介護予防のディサービスと地域交流の場「まち cafe なごみ」が昨年11月よりオープンし、地域の拠点として、高齢者の見守り、助け

合い、介護予防を目的とした新しいサービスとしての役割を担っていただいています。近くには、B型就労支援の「ファクトリーなごみ」があり、Caféには障がいのある人、子どもや高齢者、もちろん一般も、多様な人々が集える場となっています。

西宮市においても、地域の特性に合った取り組み方を、地域が主体となって進めていくことが望ましい形だと思います。地域への働きかけは、やはり「キーマン」が要ります。四日市市の三重西地域では、地域の高齢化と自分たち自身の高齢化とに危機感を覚え、立ち上がった住民がいます。千葉県柏市の在宅医療普及については、担当職員らが「在宅医療がなぜ進んでいかないのか」について考え、走り回り、在宅医療に熱心な医師と共に多職種連携研修会+飲み会を定期的を実施し、顔の見える連携を構築しました。武蔵野市は市長。鳴尾地域の取り組みも、前身は障がい者支援の団体でした。

先進事例を見聞きするにつけ、人柄、熱意、こだわりなどを持つキーマンの存在が大きいと感じます。西宮市の事業展開においても、地域や関係機関と連携するための人材配置が、まずは必要なのではないかと強く思います。

やの正史委員

地域によって特性があるので、その地域に合った福祉を進めることが必要。

地域包括支援センターは、そのコーディネーターとして、市、社協、市民を統括する立場を果たせば良いと思います。画一的な福祉ではなく個性ある福祉を。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

西宮市の認知症施策について

竹尾ともえ委員長

西宮市の認知症対策は、「西宮市認知症地域ケア推進事業」として、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護そして生活支援を行うサービスが、有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことを重要として進められています。そして、「認知症地域推進委員を配置し、認知症サポート医の協力のもと医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る」とされています。

今は、認知症地域支援推進員を西宮市高齢あんしん窓口高須に1名配置されています。（認知症地域支援推進員とは、有資格者で医療機関や介護サービス事業者、またはボランティアセンターなど地域の支援機関をつなぐコーディネーター。）

また、認知症サポート医（認知症サポート医養成研修を修了したドクター）が市内に7名おられます。

この事業の6つの柱として、認知症への理解を広げる（認知症サポーター養成講座・認知症啓発パンフレット） 本人・家族を支援する（つどい場、認知症カフェ） 認知症の対応力を向上させる（専門職向け認知症研修） 認知症を予防する（みみより広場事業・西宮いきいき体操など） 医療と介護の連携強化（認知症疾患医療センターとの連携、メディカルケアネット西宮） 若年性認知症支援（若年性認知症支援、交流）

などを進めています。

他、事業としては、「西宮みみより広場事業」「介護マーク」「西宮市徘徊高齢者家族支援サービス」「認知症啓発パンフレット」「西宮市協力事業者による高齢者見守り事業」「西宮はいかい者SOSネットワーク」などが行われ西宮市の認知症対策が現在進められています。

西宮市の認知症対策としては、色々な角度からは進められていると思います。更に認知症カフェの地域拡充や見守り事業者の拡充や認知症サポーター養成講座の拡大も進めて頂きたいと思います。中でも、早期に発見して早期に診断や支援サービスが受けられる体制の構築をすることが最も大切だと私は思います。認知症が疑われる早期の段階がご本人にとっても、ご家族にとってもとても不安な時期です。そして、最初に悩まれることは本人を病院、相談窓口や施設などに連れて行くことだと思います。認知症が疑われる早期の段階から診断やサービスの相談が受けることができるよう訪問支援などを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置をすることだと考えます。それぞれ認知症症状の態に応じた適時・適切なサービスが受けることができるような体制づくりは急がれる課題です。

川村よしと副委員長

住民や地域の、理解だけでなく受容を促すこと。

そのために、福祉だけでなく教育など、分野を超えた横断的なコミュニケーション施策。

上記2点が認知症対策のためには重要であると考えます。

軽度なものも含めれば、65歳以上の4人に1人症状が見られるとなると、地域の

協力は必要不可欠である。

『認知症カフェ』と名づけた場所があるのは良いことだが、より望ましいのは近所のカフェがそのような協力を自らしてくれることであるし、行政に求められるのは、そうなるようにルールを整備したり補助を行ったり、機会を作ったりすることである。また、認知症の患者自身が、その事実を認めないということも課題だが、例えば教育現場を巻き込むなどして、時間をかけて認知症は誰にも起こりうることで、地域で協力して対応すべきことなのだという考えを周知させるよりほかない。

チェスター・バーナードは組織成立の要件を、

共通目的(組織目的) 協働意思(貢献意欲) コミュニケーションの3点だと定義したが、地域包括ケアシステムの構築、特に認知症対策においては、それぞれの地域が自然発生的に緩やかに協力する仕組みを作ることだと私は考えている。

この点においては、を浸透させるための コミュニケーション施策こそが、何より重要なのではないだろうか。

パンフレット等での啓発はもとより、地域団体や教育現場に入り込んだ具体的なコミュニケーション施策について、今後は調査・研究を進めていくべきである。

大原智委員

- 1、認知症カフェの拡充と、つどい場の設置場所の均一化を図り、いつでも、だれでも、どこでも、利用できる、家族の相談場所や居場所づくりに努めること。
- 2、西宮市独自の「認知症初期集中支援チーム」の設置を検討すること。
国は、支援チームを2017年までに、全国の市町村が設置するように求めている。しかしながら、本市の考えは、国の推奨する支援チームそのものを設置するのではなく、その趣旨に沿った、独自の施策を考えているものと思われる。
その論点を明確にし、早期に方向性を示すべきである。
- 3、本市における「認知症地域支援推進員研修」を修めた者を、正確に把握し、将来の配置に向けた検討を始めること。
- 4、これまでに、地域で培われてきた「認知症の人を支える取り組み」を整理し、認知症の人や、ご家族、地域住民に対して、認知症の人を地域でいかに支えていくかの取り組み（認知症ケアパス）を、早急に明示すること。
- 5、「認知症サポーター講座」の、開催日程の調整や、目標値を明確にし、地域での見守り体制の強化を行うこと。

かみたに幸彦委員

西宮市の認知症への取組みとしては、認知症の人へのサービスと認知症の人を支える家族への支援が均一に提供できる仕組みづくりと、認知症の人を理解し、地域で支えていくネットワークづくりの両面から取組んでいかななくてはなりません。

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続していくために、医療・介護そして生活支援を行うサービスが、有機的に連携したネットワークを創り、認知症の人への効果的な支援を行う体制づくりが必要です。また、平成 27 年度より介護保険法が改正され、要支援 1・2 の高齢者を対象に実施されていた訪問介護および通所介護サービスが、介護保険の予防給付事業から、市が行う地域支援事業に移行されます。市は事業主体として事業者や地域住民を活用して、ともにサービスの提供ができる体制を創っていかなくてはなりません。

また、市は認知症対策としていろいろな事業を行っています。「認知症カフェ」「みみより広場事業」「西宮いきいき体操」「認知症サポーター養成講座」「徘徊高齢者家族支援サービス事業」「認知症啓発パンフレットの配布」「西宮市協力事業者による高齢者見守り事業」「西宮はいかい者等 SOS ネットワーク」「認知症サポート医による研修・事例検討会」「認知症介護指導者等による研修」「若年性認知症支援 講演会」「若年性認知症支援 交流会」「家族介護等の交流会支援(つどい場かすたねっと)」「認知症疾患医療センターとの定期連絡会・情報交換会」「関係機関との連絡・検討会議」など、多くの事業を展開していますが、これらの事業がどのような成果を挙げているのかの検証が十分になされていません。これらの事業の成果を十分に検証するとともに、取組みを全市的に均一に行うのではなく、地域ごとに必要なニーズや問題点を把握し、地域単位で取組んでいく仕組みづくりが必要です。

地域単位で対応していくためには、認知症の人を理解し、地域で支えていくネットワークづくりが必要です。地域でのネットワークづくりの中で、地域住民の他に大学生やボランティア、その地域ある特別養護老人ホームなどの介護施設のスタッフなど広く参加者を募っていくべきです。特に介護施設のスタッフは認知症ケアや家族へのサポートに対して専門的な知識を有しており、強力な戦力になります。さらに参加した各人が自分の役割を自ら考えて取組んでいくことが大切です。また、約 6,000 人が受講している「認知症サポーター養成講座」の受講者を地域で活用していくことも考えていくべきです。例えば、受講者を「認知症カフェ」のスタッフとして活用することも有効です。さらに約 4,000 人が参加している「いきいき体操」の参加者を認知症サポーターとして養成し、活用していくことも考えていくべきです。

平成 27 年度から地域に配置される「生活支援コーディネーター」の積極的な活用も考えていくべきです。コーディネーターが各地域を回り、地域でのネットワークづくりの大切さを伝えるとともに、いろいろなアドバイスを行っていくことが大切です。地域でのネットワークづくりでの「生活支援コーディネーター」の役割は

重要だと思えます。

河崎はじめ委員

西宮市認知症地域ケア推進事業については、事業計画に沿ってさらに充実したものになるように尽力してください。

具体的には、高齢者あんしん窓口における認知症地域支援推進委員の配置は、市内全域に拡大して行ってください。

事業の6つの柱に沿って事業を展開していますが、各事業をさらに回数を増やして、内容を充実させるように研究して行ってください。

事業の6つの柱ですが、認知症発症後の施策は充実していますが、認知症予防について少し弱い様に思います。

耳より広場やいきいき体操は勿論大切なことですが、対象が高齢者になっています。

一般的に認知症は、発症までに15年～20年を要するといわれています。

そこで、中年期（40歳代～50歳代）において認知症予防を心掛けることが必要です。

中年期における生活習慣病の治療、身体的、精神的な不活発の抑制が必要です。

具体的には、血圧や血糖値のコントロールを行い、適度な運動をし、引きこもらずに、他人との会話の機会を増やすことです。

行政はそのことを広く告知し、また予防のための機会を提供する必要があると思います。

誰もが認知症になりにくい体質を作るため、中年期の人々への告知と認知症予防のための機会の提供に取り組むことも検討してください。

木村嘉三郎委員

西宮市の認知症への取り組みとしては、認知症の人へのサービスと認知症の人を支える家族への支援が均一に提供できる仕組みづくりと、認知症の人を理解し、地域で支えていくネットワークづくりの両面から取り組んでいかななくてはなりません。

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続していくために、医療・介護そして生活支援を行うサービスが、有機的に連携したネットワークを創り、認知症の人への効果的な支援を行う体制づくりが必要です。また、平成27年度より介護保険法が改正され、要支援1・2の高齢者を対象に実施されていた訪問介護および通所介護サービスが、介護保険の予防給付事業から、市が行う地域支援事業に移行されます。市は事業主体として事業者や地域住民を活用して、ともにサービスの提供ができる体制を創っていかなくてはなりません。

また、市は認知症対策としていろいろな事業を行っています。「認知症カフェ」「み

みより広場事業」「西宮いきいき体操」「認知症サポーター養成講座」「徘徊高齢者家族支援サービス事業」「認知症啓発パンフレットの配布」「西宮市協力事業者による高齢者見守り事業」「西宮はいかい者等SOSネットワーク」「認知症サポート医による研修・事例検討会」「認知症介護指導者等による研修」「若年性認知症支援 講演会」「若年性認知症支援 交流会」「家族介護等の交流会支援(つどい場かすたねっと)」「認知症疾患医療センターとの定期連絡会・情報交換会」「関係機関との連絡・検討会議」など、多くの事業を展開していますが、これらの事業がどのような成果を挙げているのかの検証が十分になされていません。これらの事業の成果を十分に検証するとともに、取組みを全市的に均一に行うのではなく、地域ごとに必要なニーズや問題点を把握し、地域単位で取組んでいく仕組みづくりが必要です。

地域単位で対応していくためには、認知症の人を理解し、地域で支えていくネットワークづくりが必要です。地域でのネットワークづくりの中で、地域住民の他に大学生やボランティア、その地域ある特別養護老人ホームなどの介護施設のスタッフなど広く参加者を募っていくべきです。特に介護施設のスタッフは認知症ケアや家族へのサポートに対して専門的な知識を有しており、強力な戦力になります。さらに参加した各人が自分の役割を自ら考えて取組んでいくことが大切です。また、約6,000人が受講している「認知症サポーター養成講座」の受講者を地域で活用していくことも考えていくべきです。例えば、受講者を「認知症カフェ」のスタッフとして活用することも有効です。さらに約4,000人が参加している「いきいき体操」の参加者を認知症サポーターとして養成し、活用していくことも考えていくべきです。

平成27年度から地域に配置される「生活支援コーディネーター」の積極的な活用も考えていくべきです。コーディネーターが各地域を回り、地域でのネットワークづくりの大切さを伝えるとともに、いろいろなアドバイスを行っていくことが大切です。地域でのネットワークづくりでの「生活支援コーディネーター」の役割は重要だと思います。

野口あけみ委員

「(認知症対策は)わが国の重要課題」「ひと事ではありません」「まずは正しい知識を持つことから」.....認知症サポーター養成講座の標準教材の1ページ目の大見出しである。この教材からもう少し引用すると、「認知症は 誰にも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれており、認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果周りの人との関係が損なわれることもしばしば見られ、家族が疲れ切って共倒れしてしまうことも少なくない。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことは可能」とある。(番号は筆者が振った)、 の事実は比較的多く知られている

が、 、 については十分知られていないのではないかと。

このたび施策研究テーマとして学ぶ中で、特に の事実、認知症は脳の病気によるもので、早期発見、早期受診・診断、早期治療が大事であることについて認識を新たにしました。認知症による諸症状も個人差はあっても病気による症状として共通点があり、原因や症状に応じた療法があり、家族など認知症の人と接する機会のある人の心構えがあるにもかかわらず、これらはあまりに知られていない。

そして、 、 の事実のように、困ったこととして恐れ、いつか自分も、と必要以上に不安に思っているというのが、今の日本の状況ではないだろうか。

結論として市は、

認知症という病気について、科学的知見に基づいた正しい知識を普及することにまずもって力を注ぐべきである。

早期受診・診断を行う医療機関も圧倒的に少ないように思うが、国に医療機関の充足を働きかけるとともに、市民に周知すること。

認知症の早期発見ができるのは家族と並んで介護事業者である。介護事業者への知識の普及に力を入れること。

以上が、まだ認知症対策が緒についたばかりの日本（西宮）ですすめるべき緊急かつ重要課題のように思う。

長谷川久美子委員

単独・高齢者夫婦のみの世帯は、今後さらに増加していきます。2013年の国民生活基礎調査で分かったことですが、同居家族を介護する世帯では、される側だけでなく、する側も65歳以上という世帯が5割を超え、75歳以上同士は3割にもなります。また、65歳以上の単独世帯については、夫婦ともに65歳以上の世帯よりも増加割合が高く、2020年には夫婦世帯よりも多くなると予想されています。現在、65歳以上の認知症の人は7人に1人、2025年には5人に1人になると推計されています。特に男性の単独世帯は孤立傾向があり、24時間対応の介護サービスに加え、孤立を防ぐための地域の支え合いは喫緊の課題となってきました。

国においては、1月27日の認知症対策を協議する関係閣僚会議で、来年度から新戦略「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を進めることにしました。基本的な方針として「認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けられる社会の実現をめざす」とし、認知症で行方不明になる人の発見や保護に、警察や住民が一体となった見守り体制を全国で整え、交通事故を防ぐ訪問指導も行っていく方針です。

1. 柏市の「地域完結型」在宅医療、四日市市の連合自治会と社会福祉法人の連携による高齢者支援、武蔵野市「高齢者福祉総合条例」を参考に、西宮市の認知症対策を進めてください。

西宮市においても地域の課題として、早急に取り組む必要があります。

今年度の研究テーマに沿って視察した柏市の「地域完結型」在宅医療、四日市の連合自治会と社会福祉法人の連携による高齢者支援、武蔵野市の市民にとって利用しやすい介護保険制度にするためにと制定された「高齢者福祉総合条例」は、西宮市の認知症対策に大いに参考となるものです。「後発の利」を活かし、更に良き認知症対策となることを願います。

2．地域や関係機関と連携するための人材配置に努めてください。

高齢者政策に限らず、先進事例を聞くにつけ、キーマンの存在が大きいと感じます。千葉県柏市の在宅医療普及については、担当職員らが「在宅医療がなぜ進んでいかないのか」について考え、走り回り、在宅医療に熱心な医師と共に多職種連携研修会+飲み会を定期的を実施し、顔の見える連携を構築しました。

3．認知症について、市民の理解が広まるよう、学習の機会を持ってください。

西宮市では認知症サポーター養成講座を実施されており、昨年末で約 8,000 人が受講。厚生常任委員会の委員も全員参加し、オレンジリングを手にしています。認知症の人は、周囲に当たり前のように生活する時代です。学校教育の中にも取り入れている自治体もあると聞いています。教育委員会への働きかけも重要です。

やの正史委員

認知症対策については、地域の各種団体、業者、社会福祉協議会に支援・協力してもらえれば良いと思います。地域包括支援センター、もしくは西宮市がそのコーディネーターとしての役割を果たせば良いと思います。支援の仕方は個々にその特性にあわせて工夫が必要である。

ごみ焼却施設等の計画的な更新について

竹尾ともえ委員長

平成 27 年 2 月 4 日に「西宮市の西部総合処理センター基幹的設備改良工事について」を産業環境局、環境施設部、施設整備課より所管事務報告がありました。

西部処理センターの基幹的設備改良工事の概要と経緯について、廃棄物処理施設の併用年数はこれまで 20 年程度と言われており、西部総合処理センターは平成 9 年 8 月末に竣工し、稼働開始から 17 年が経過しています。定期的な点検整備を実施しているものの経年的な劣化が進行してきたため、平成 19 年から平成 26 年にかけて「基幹的設備更新工事」を実施して施設の安定稼働と 5 年程度の延命化を図ってきたところです。今回実施予定の「基幹的設備改良工事」は、焼却施設の重要箇所を改良を加えて、同時に付属機器類も消費電力の少ないシステムや機器へ転換します。これにより次期施設の建設が先送りされ、ライフサイクルコスト(以下「LCC」とします。)の低減が見込めます。

平成 22 年には、環境省の交付金制度である「循環型社会形成推進交付金」に長寿命化のメニューが追加されるとともに「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き(ごみ焼却処理法)」が出され、平成 24 年には環境省の交付金を受けて「西部総合処理センター焼却施設長寿命化計画」を作成されました。焼却能力の検証では最新のデータから、ごみ発生量を予測し既存施設の能力を考慮した結果、既存の 3 炉のうち 2 炉でも対応が可能となりました。

LCC 検証結果により、1 炉を休止して 2 炉を延命すること(62 億円)が、3 炉延命(84 億円)そして特に、焼却施設を早期に更新する(67 億円)場合に比べると(5 億円)有利という結果になりました。

今回の検証により、2 炉を改良して施設を延命することといたします。

改良により施設の消費電力が低下して充電電力量が増加いたします。これにより結果的に温室効果ガス排出量が削減できる事になります。

焼却施設が 10 年の延命、破碎選別施設が 5 年の延命となったことで建替時期に 5 年の差がつき、結果的に第 3 の用地を使うことなく施設更新のローリングを行うことが可能となります。との報告を頂きました。」

今回ご報告頂きました「西部総合処理センター基幹的設備改良工事」に付きましては、異議なく進めて頂きたいと思えます。改良工事後 CO₂ 削減率(削減効果)が 3% 以上であれば「循環型社会形成推進交付金」の交付対象工事となり、対象工事の 1/3 が交付されるとの事、今回の工事により CO₂ 削減率 8% 以上を目指して頑張ってくださいと思えます。また、東部総合処理センターについても、延命化工事を計画的に行って頂き、市民にも「西宮市の焼却施設等の計画的な更新について」の進捗状況やこれからの計画を早期にわかりやすく広報・周知して理解と協力して頂けるよう進めて頂きたいと思えます。

川村よしと副委員長

総合処理センターの長寿命化の方針が示された今、改めて言及すべきことは2点であると考えます。

焼却施設の稼働率に関して、例えば視察先の川崎市はギリギリの体制で行っており、70～80%にしたとしても数値が低いと言われる中、西宮市は約50%という点が気になった。

ごみの減量等の対策が行われる中、適正な稼働率で最も効率の良い焼却炉を動かすように努めるべきである。

おそらく、北部地域があるのでごみの収集・搬入効率が悪くなっていることが理由のひとつになるのかもしれないが、収集・搬入のルート効率、そもそもの収集・搬入方法についても、現状がベストなのか確認が必要である。

大原智委員

現在、産業環境局環境施設部が、計画されているごみ焼却施設の整備案及び方針について、特に異論はありません。

今後の人材活用、及び、ごみ焼却量の圧縮化等を研究しながら、効率よく進めてください。

かみたに幸彦委員

西部総合処理センターは平成9年8月に竣工し、稼働年数が17年を経過しています。焼却施設の供用年数はこれまで20年程度といわれてきましたが、国が「循環型社会形成推進交付金」に長寿命化のメニューが追加されたこともあり、基幹的設備更新工事を実施し、10年程度の延命化を図る自治体が増えてきています。

今回西部総合処理センターもこの交付金を受けて「西部総合処理センター焼却施設長寿命化計画」を作成して、施設の延命化に取り組んでいます。計画ではまず、西部総合処理センター内にある「破碎選別施設」を東部総合処理センターに移設し、その跡地に新たな焼却施設を建設し、平成40年度より稼働させる計画となっております。この計画については一定評価します。

しかし、市民の高齢化や分別収集の徹底化によって、今後さらにゴミの減量化が進むことが考えられます。今回の計画では西部総合処理センターにある3炉の焼却炉を1炉廃止し、2炉での運転に切り替える計画になっていますが、1炉あたりの処理能力(175t/日)が大きいため、稼働率は50%程度に留まることが考えられます。そしてさらにゴミの減量化が進めば、稼働率はもっと低くなります。これらの点を十分に考慮して、西部総合処理センターの運転については効率的な運転に努めるべきである。

新しい焼却施設を計画していく上で、まずゴミ質の変化やゴミ減量の状況など、将来的な廃棄物処理事業の動向を十分に踏まえながら、市全体での適正な処理能力等を検討し、処理に支障が出ないような、また効率的な整備計画を作成すべきです。さらに省エネルギーの取組みの推進や緊急時にも安定的な稼働ができるように、ゴミ焼却発電の効率化についても十分に検討すべきです。

また、先進国の中で日本だけがゴミを大量に焼却している国です。欧米諸国の多くは、生ゴミの堆肥化に積極的に取り組んでおり、今後日本もこの方向に進んでいくべきです。西宮市もこれからの施設整備を考えていく上で、生ゴミの堆肥化施設についても検討していくべきです。

ゴミ焼却施設に勤務する技能労務職員の配置についても、十分検討していく必要があります。西部工場の閉鎖に伴い、技能労務職員 18 名が西部総合処理センターに異動になりましたが、そのために西部総合処理センターに勤務する技能労務職員が過剰となり、本来業務ではない施設案内や施設内の植木の選定などの業務、民間委託の方が安くつく業務に就いています。今後西部総合処理センターでの焼却炉の縮小が実施されれば、さらに余剰職員が増えることが十分に考えられます。技能労務職員は他部署への異動がたいへん難しい状況にあります。ゴミ焼却施設更新計画を策定する時には、技能労務職員の適正配置についても十分検討しておくべきです。

現在西部総合処理センターは市直営で、東部総合処理センターは民間委託で運営を行っています。焼却施設更新計画の策定過程で運転業務についても、市直営、民間委託それぞれのメリット、デメリットを十分に検討して決めるべきです。緊急時の対応を考慮して、初めから市直営ありきでの検討は行うべきではありません。また、運転業務を市直営で行う場合でも、夜間運転業務は民間委託するなど、最小限で効率的な人員配置を考えていくべきです。

河崎はじめ委員

平成 27 年 2 月 4 日の厚生常任委員会で担当局より示された「ゴミ処理施設整備スケジュール(案)」における、西部と東部の各総合処理センター内遊休地活用での焼却施設と破碎選別施設の延命～解体～更新のローテーション整備を支持します。

また将来的には、技術革新やゴミの減量化に伴い、その時の環境に柔軟に対応してください。

木村嘉三郎委員

西部総合処理センターは平成 9 年 8 月に竣工し、稼働年数が 17 年を経過しています。焼却施設の供用年数はこれまで 20 年程度といわれてきましたが、国が「循

環型社会形成推進交付金」に長寿命化のメニューが追加されたこともあり、基幹的設備更新工事を実施し、10年程度の延命化を図る自治体が増えてきています。

今回西部総合処理センターもこの交付金を受けて「西部総合処理センター焼却施設長寿命化計画」を作成して、施設の延命化に取り組んでいます。計画ではまず、西部総合処理センター内にある「破碎選別施設」を東部総合処理センターに移設し、その跡地に新たな焼却施設を建設し、平成40年度より稼働させる計画となっております。この計画については一定評価します。

しかし、市民の高齢化や分別収集の徹底化によって、今後さらにゴミの減量化が進むことが考えられます。今回の計画では西部総合処理センターにある3炉の焼却炉を1炉廃止し、2炉での運転に切り替える計画になっていますが、1炉あたりの処理能力(175t/日)が大きいために、稼働率は50%程度に留まることが考えられます。そしてさらにゴミの減量化が進めば、稼働率はもっと低くなります。これらの点を十分に考慮して、西部総合処理センターの運転については効率的な運転に努めるべきである。

新しい焼却施設を計画していく上で、まずゴミ質の変化やゴミ減量の状況など、将来的な廃棄物処理事業の動向を十分に踏まえながら、市全体での適正な処理能力等を検討し、処理に支障が出ないような、また効率的な整備計画を作成すべきです。さらに省エネルギーの取組みの推進や緊急時にも安定的な稼働ができるように、ゴミ焼却発電の効率化についても十分に検討すべきです。

また、先進国の中で日本だけがゴミを大量に焼却している国です。欧米諸国の多くは、生ゴミの堆肥化に積極的に取り組んでおり、今後日本もこの方向に進んでいくべきです。西宮市もこれからの施設整備を考えていく上で、生ゴミの堆肥化施設についても検討していくべきです。

ゴミ焼却施設に勤務する技能労務職員の配置についても、十分検討していく必要があります。西部工場の閉鎖に伴い、技能労務職員18名が西部総合処理センターに異動になりましたが、そのために西部総合処理センターに勤務する技能労務職員が過剰となり、本来業務ではない施設案内や施設内の植木の選定などの業務、民間委託の方が安くつく業務に就いています。今後西部総合処理センターでの焼却炉の縮小が実施されれば、さらに余剰職員が増えることが十分に考えられます。技能労務職員は他部署への異動がたいへん難しい状況にあります。ゴミ焼却施設更新計画を策定する時には、技能労務職員の適正配置についても十分検討しておくべきです。

現在西部総合処理センターは市直営で、東部総合処理センターは民間委託で運営を行っています。焼却施設更新計画の策定過程で運転業務についても、市直営、民間委託それぞれのメリット、デメリットを十分に検討して決めるべきです。緊急時の対応を考慮して、初めから市直営ありきでの検討は行うべきではありません。ま

た、運転業務を市直営で行う場合でも、夜間運転業務は民間委託するなど、最小限で効率的な人員配置を考えていくべきです。

野口あけみ委員

稼働から14年が経過している西宮の西部総合処理センターの更新については、通常20年程度といわれる供用期間を、現在行っている基幹的設備更新工事で5年、さらに基幹的設備改良工事で5年供用期間を延ばすとともに、現在の3炉を1炉休止し、2炉にする計画が先ごろ発表された。また、その後の更新については東部総合処理センター敷地内の用地も活用しながら、川崎市で視察してきたのと同様にサイクル化させようというものである。

この計画については妥当だと判断する。

長谷川久美子委員

国及び地方公共団体の財政状況が厳しい状況にあることから、環境省「廃棄物処理施設整備計画」(2008年3月25日閣議決定)において、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能の効率的な維持が急務だとしています。

西宮市においても、東部・西部ごみ処理センターの焼却炉について、施設の性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、両センターの焼却炉を効率よく運行し、ライフサイクルコストを低減するとの計画を示していただきました。

今後はごみ焼却量の減少や、処理技術の更なる進歩が見込まれます。それら、廃棄物に関する状況の変化を見定めつつ、これからも西宮市のごみ焼却施設等の計画的な更新について取り組んでください。

やの正史委員

川崎市のごみ焼却施設の視察をふまえ、西宮市におけるごみ焼却施設の計画は妥当であると考えます。